

<送付先変更依頼書を提出される方へ>

後期高齢者医療に関する送付物の送付先を変更することができます。

すべての後期高齢者医療に関する送付物（資格確認書、保険料の通知書、各種申請書等）の送付先が変更されます。



申請先

三鷹市役所 1 階 10 番窓口 保険課高齢者医療係

三鷹市各市政窓口でもお受けできます。

申請に必要なもの

- 依頼者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・資格確認書など）
- 登記事項証明書、審判書（成年後見制度等により保護・支援を受けている場合）

郵送での手続き

「後期高齢者医療に関する送付物の送付先変更依頼書」（以下「送付先変更依頼書」という）にご記入後、上記申請に必要なものの写しを添付し、保険課高齢者医療係宛に郵送してください。

（〒181-8555 三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号 三鷹市保険課高齢者医療係）

注意事項

- 既に発送の準備をしているものは、送付先の変更が間に合わない場合があります。
- この「送付先変更依頼書」では、後期高齢者医療に関する送付物以外（介護保険等）の送付先は変更されません。
- この「送付先変更依頼書」を提出すると、あらためてお届けがない限り、変更した送付先にお送りします。送付先を変更する必要がなくなった場合や、転居等により送付先住所が変わった場合は、依頼者より「送付先変更依頼書」を再提出してください。

【連絡先】 三鷹市市民部保険課高齢者医療係

〒181-8555 東京都三鷹市野崎 1 - 1 - 1

電話番号 0422-29-9219（直通）

受付時間 平日 8:30 から 17:00 まで